

外国株市場における上場銘柄の多様化等を踏まえた外国株券振替決済制度の規定整備について

平成 17 年 7 月 26 日
株式会社東京証券取引所

1. 趣旨

当取引所では、アジア近隣諸国を中心とした外国企業の上場推進に向け、制度面での改善や上場誘致活動等の種々の取組みを行っていますが、今後、これまで実際に上場実績がなかった国・地域の会社の株券や外国株預託証券の上場など上場銘柄の多様化が想定されることから、外国証券取引口座に関する約款で規定すべき内容等について、受託契約準則等において所要の規定整備を行うこととします。

2. 概要

- ・ 外国株券振替決済制度に関する規定においては、外国株券のほか、外国投資信託の受益証券や外国株預託証券（DR）を「外国証券」と総称し、これらの権利処理等について一括して規定していますが、これらのうち外国株預託証券については、預託証券とその表章する外国株式（原株）では規定の適用関係が異なる点を明確化するため、所要の規定の整備を行います。
- ・ 現行制度では、配当その他の金銭の分配が行われる場合、現地通貨を日本国内に送金した後に円貨に交換して実質株主に支払うこととしていますが、韓国など、現地通貨の日本国内への送金が困難な国・地域の会社の上場を視野に入れ、日本国外で円貨への交換を行う取扱いについて定めることとします。
- ・ 現行制度では、株主総会における議決権は、顧客の指示により決済会社が行行使することとし、本国の法令等により決済会社が議決権を行使できない場合は顧客が行行使することとしていますが、一部の国・地域では、議決権の不統一行使が認められず、決済会社経由での議決権行使が困難であるケースや、逆に、法令上実質株主が議決権を行使することができるケースが想定されることから、こうした場合には決済会社が議決権行使の方法を別に定めることができる旨の特例を定めます。
- ・ 現行制度では、東証が主たる市場でない銘柄に係る新株引受権については、顧客が引受けを希望しない場合等においては決済会社がこれを売却することとしていますが、一部の国・地域では、新株引受権の売却市場が存在しないなどにより売却が実行できないケースも想定されることから、その旨を明記します。

3. 施行日（予定）

平成 17 年 10 月 1 日の施行を目途とします。

以 上